

# 国の機関の建築物の点検・確認ガイドラインの講習会を終えて

植木 暁司

(財) 建築保全センター保全技術研究所第一研究部長

「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（以下「点検・確認ガイドライン」という。）」の講習会は、2月15日の東京会場を皮切りに全国9カ所で開催しました。多くの方にご参加を頂き、この場を借りてお礼を申し上げます。

「点検・確認ガイドライン」は、保全技術研究所において検討を重ねてきた、建築基準法（以下「建基法」という。）及び官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）に定める点検及び確認における実務上の課題について、国の施設の保全を担当する職員の視点から対応を取りまとめたものです。

「点検・確認ガイドライン」の前身は、平成17年に発刊した「建築物点検マニュアル・同解説（以下「点検マニュアル」という。）」です。「点検マニュアル」は、官公法第13条第1項に基づき、建築物の各部における支障を「確認（当時は「点検」と呼ばれていました。）」する行為についての解説書でしたが、その方法や内容を具体的に示していたため、建基法第12条及び官公法第12条の「点検」の実施においても参考にされていました。

しかし、平成20年に建基法第12条及び官公法第12条の対象項目や判定基準が告示で示されたこと、国土交通省が支障の有無を確かめる「要領」を定めたことを受け「点検マ

ニュアル」は廃止されます。

建基法及び官公法の「点検」及び官公法の「確認」は、国の施設の保全を担当する職員の義務であることから、経緯も含め、これらの内容を分かりやすく伝えるため、これまでの研究成果を研究会で審議を重ね、平成24年2月10日に初版が完成しました。

今回の講習会には、地方公共団体の施設を管理される方や、設計事務所などに所属する建築技術者の方々にご参加いただき、本書の位置づけについて、この場を借りて少し補足させていただきます。

①「点検・確認ガイドライン」は、国の機関の建築物に対する、建基法及び官公法の点検並びに官公法の確認を扱います。

②官公法は国のみにも適用されます。ですが、官公法は管理者に対し、建基法より強く適正な保全に取り組むことを求めていますので、その取組は国以外の方にも参考になると考えています。

なお、本書で提案している様式の電子データにつきましては、建築保全センターのホームページへの掲載を予定しております。

本書が皆様の実務に役立つことを願うと共に、さらに研究を進め、内容の充実につなげていきたいと考えております。